

令和 6 年 3 月 12 日
畜水産安全管理課

遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性審査基準の見直し（報告）

1 背景

（１）遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性確認は、安全性確認の手続きを定めた「確認手続告示」（※１）及び審査基準「安全性審査基準」（※２）に基づき行うこととされている。

※１「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続きを定める件」（平成 14 年 11 月 26 日付け農林水産省告示第 1780 号）

※２「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 生畜第 8598 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）

（２）一方、遺伝子組換え食品の安全性評価は、厚生労働省から評価依頼を受けた食品安全委員会において「評価基準」（※３）に基づき行われており、遺伝子組換え飼料等の畜産物を介した安全性評価についても、当該評価基準に準じて行われているところ。現在、食品安全委員会において、現時点での科学的知見・技術及び国際基準との整合性を踏まえ、評価基準の見直しが行われている。

※３「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）

2 現状

飼料等の安全性審査基準及び確認手続告示についても、食品の評価基準改正案及び国際基準との整合性を考慮した見直しを行うため、令和 6 年 2 月 29 日に開催された遺伝子組換え飼料部会において初回の審議を行った。

3 今後の予定

今後、安全性審査基準及び確認手続告示の見直し案について、遺伝子組換え飼料部会で引き続き審議し、了承が得られた後、飼料分科会における審議を実施予定。

また、農業資材審議会から答申を受けた後、食品安全委員会にも意見聴取を行う予定。